平成２１年（フ）第１９６１号
横浜市港南区芹が谷５丁目４番10号　菅沼ハイツ205号
債務者　笹井　寛子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６号
愛媛県西予市三瓶町津布理453番地１
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後１時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１８４４号
横浜市港南区下永谷２丁目２番14号　サニーハイムＢ106
債務者　後田　正浩
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５６号
愛知県岡崎市八帖北町３番地10　スリーエイト北町203
債務者　小田　貴義
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
愛知県岡崎市橋目町字牛転26番地　シャドロン205
債務者　関口　大樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
東京都福生市大字福生921番地４―101
債務者　髙木　君予
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６号
栃木県那須塩原市東栄２丁目10番３号　草野ハイツ２号
債務者　天坂　正文
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第８９号
栃木県那須塩原市大原間391番地12
債務者　榊原　一子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１２４号
栃木県小山市西城南６丁目28番地35
債務者　盛永奈津紀
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１０４号
長野県北佐久郡御代田町大字豊昇336番地２
債務者　緒方　剣持
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第８０３号
東京都八王子市追分町８番10号高砂サマリヤマンション207号
債務者　澁谷　幸男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８０４号
東京都八王子市追分町８番10号高砂サマリヤマンション207号
債務者　澁谷由美子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３６号
東京都日野市高幡537番地の１グレイスヴィラ高幡Ａ201
債務者　田中　真希
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第３３６号
長崎県長崎市畝刈町588番地６
破産者　淺田　　靖
1　主文　当裁判所が平成21年６月30日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長崎県長崎市畝刈町558番地６」とあるのを「長崎県長崎市畝刈町588番地６」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月29日
長崎地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２０年（フ）第１３１３号
愛知県愛知郡長久手町大字岩作字長筬117番地　サンフラワーハイツＢ202
破産者　古川　勝文
1　主文　当裁判所が平成21年６月２日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県愛知郡長久手町大字長湫字野田農27番地１　カーサベルデＥ―102号」とあるのを「愛知県愛知郡長久手町大字岩作字長筬117番地　サンフラワーハイツＢ202」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月29日
名古屋地方裁判所民事第２部